

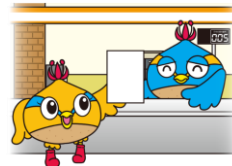
## 預貯金等、保有資産に係る提出書類について

複数の口座をお持ちの場合は、そのすべての通帳の写しが必要です。

(本人および配偶者が所持しているものすべて)

※生活保護を受給している人は、通帳の写しの提出は不要です。

※預貯金等の資産に含まれるものとは、資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものです。



※多額の引き落としがある場合は、使い道の確認や追加資料の提出をお願いすることがあります。また、提出書類の不足等により保有資産の確認が十分に取れない場合には、金融機関へ保有資産の照会をすることがあります。金融機関へ照会をすると、負担限度額認定の決定までに通常より時間がかかることがあります。

例) 短期間に口座から一括あるいは複数回で数十万円が引き出されている  
普通預金の写しはあるが、定期預金の残高の有無を確認できる書類がない など

【提出先】 〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢1020番地  
日高市役所 長寿いきがい課 介護保険担当 (1階⑤番窓口)

申請時に確認が必要な資産一覧 (A~F)	提出書類	チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/> 提出前に書類のご確認をお願いいたします
<b>A 預貯金等 (定期預金、定期積金含む)</b>  	<b>銀行口座等通帳の写し</b>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通帳の表紙を開いた1ページ目 (銀行、支店、口座番号、名義人が確認できるページの写し)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の年金の振り込みが確認できるページの写し (年金収入がある場合)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残高が記載されているページの写し (2か月程度前までの出し入れがわかる部分) 記帳をしていただき、最新の残高までがわかるものの写しをご提出ください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期預金の預かり残高がわかるページの写し 定期預金が0円であっても定期預金がないことを確認するために、写しのご提出をお願いいたします。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<b>B 現金 (タンス預金)</b>	銀行などに預けておらず、ご自身で管理されている現金 提出書類はありません。介護保険負担限度額認定申請書の預貯金等に関する申告「その他(現金、負債を含む)」欄へご記入ください。	<input type="checkbox"/>
以下のC~Fの資産をお持ちの場合は、必要書類を添付してください		
<b>C 有価証券</b>	株式、国債などの会社名、銀行名や名義のわかる部分と株数・評価額のわかる部分の写し (ウェブサイトの写しも可)	<input type="checkbox"/>
<b>D 投資信託</b>	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)	<input type="checkbox"/>
<b>E 時価評価額が容易に把握できる 貴金属 (金、銀など)</b>	購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)	<input type="checkbox"/>
<b>F 負債 (借入金、住宅ローンなど)</b>	金融消費貸借契約書などの写し (預貯金等の合計額から差し引くことができます)	<input type="checkbox"/>